

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年7月6日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 紫波江繫線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市江繫第5地割字向神楽6番3地先から6番15地先まで	新	m 28.7～11.0	m 117.0
	旧	16.5～11.0	117.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成22年7月6日から同年8月6日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 宮古岩泉線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市長根一丁目60番3地先から館合町132番7地先まで	新	m 71.0～35.5	m 140.3
	旧	45.0～10.7	140.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成22年7月6日から同年8月6日まで

- 3（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 有芸田老線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田老字和山38番地先から29番1地先まで	新	m 49.0～6.0	m 100.8
	旧	47.2～6.0	104.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成22年7月6日から同年8月6日まで